

## 学校法人「札幌学園」

# 真駒内幼稚園 運営規程

### 〔施設の目的及び運営の方針〕

- 第1条 真駒内幼稚園（以下「本園」という。）の目的、名称及び位置は、真駒内幼稚園園則（以下「園則」という。）第1条以下に定めるとおりとする。
- 2 本園は、教育基本法（平成18年法律第120号）、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、その他の関係法令並びに関係条例を順守して運営する。

### 〔子どもの区分ごとの利用定員〕

- 第2条 本園の子ども・子育て支援法第31条第1項の利用定員は、次のとおりとする。
- (1) 1号子ども 210人

### 〔教育を行う日及び時間等〕

- 第3条 本園の教育を行う日及び時間等は、園則第8条および第9条に定めるとおりとする。

### 〔提供する教育の内容〕

- 第4条 本園の教育課程その他の教育の内容は、園則第10条に定めるとおりとする。

### 〔利用の開始及び終了に関する事項等〕

- 第5条 本園の入園、退園、休園、修了等に関する事項は、園則第11条から第14条を基本とする。加えて、入園を希望する幼児の保護者は、入園願書並びに同意書（特定負担額等の保護者利用負担金、および園則、運営規程等についての同意を求める書面）を指定の期日までに園長に提出するものとする。
- 2 利用定員の総数を超える利用の申込みがあった場合は、本園の教育理念に基づく選考、または受付順、抽選等、事前に園長が定めて保護者に明示した方法により選考する。
- 3 前項の選考方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示する。

### 〔職員の職種、員数及び職務の内容〕

- 第6条 本園におく教職員組織は、園則第16条を基本とし、以下に定めるとおりとする。
- (1) 園長 (2) 副園長  
(3) 総務 (4) 主任  
(5) 各種リーダー (6) 各種サポーター  
(7) 教諭 (8) 職員（事務、バス業務等）  
(9) 各種パート (10) 園医（歯科医を含む）  
(11) その他

- 2 前項の職員の職務は、学校教育法その他の関係法令の定めるところによる。

〔保護者から受領する利用者負担〕

第7条 本園においては、札幌市子ども・子育て支援法施行条例（平成26年札幌市条例第48号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、園児の居住する市町村が定める額の利用者負担額を保護者から徴収し、当該市町村から施設型給付等を法定代理受領する。

2 本園は、条例第14条第3項の規定により、教育の質的向上を図るため、次に掲げる特定負担額を徴収し、その金額および徴収時期は、園則第17条に定めるとおりとする。

- (1) 教材費 年額 21,000円（教育の質的向上のため）
- (2) 施設設備資金 年額 25,000円（施設設備の維持更新のため）

3 本園においては、条例第14条第4項の規定により、次のとおり実費を徴収する。

- (1) 給食費 月額 2,600円
- (2) バス維持費 月額 2,700円
- (3) 共済掛金 年額 230円
- (4) 制服一式 入園時 17,300円
- (5) その他行事等 都度実費
- (6) PTA会費 月額 400円（但し、PTA預り金として）

4 その他の納付金として、次に掲げる費用を徴収し、その金額および徴収時期は、園則第17条に定めるとおりとする。

- (1) 入園検定料 受付時 2,000円
- (2) 入園準備金 入園時 30,000円

5 第2項の特定負担額および第3項の実費については、書面により保護者に事前に説明し、第2項の特定負担額については、文書により保護者の同意を得る。

6 第1項から第4項までの利用者負担額等のうち、月額または年額の徴収を行う費用については自動引落により受領するものとする。なお、直接の支払を受けたときは、当該費用にかかわる領収証を保護者に交付する。

7 次の各号の一に該当する場合には、当該費目について減額することがある。

- (1) 新制度移行時に在園する保護者の下記の費用
  - ① 給食費
  - ② バス維持費
  - ③ 教材費
  - ④ 施設設備資金

8 次の各号の一に該当する場合には、入園準備金等を減免することがある。

- (1) 園児の家庭が火災・水害等不慮の災害を受け、保育料等の納入が著しく困難であると認められる場合。
- (2) 同時在園となる兄弟姉妹の場合は、第1子以外の入園準備金を所定額減免する。
- (3) 既に幼稚園の施設・設備の利用料相当額を支払済みの未就園児が入園する場合は、入園準備金から所定額を差し引くものとする。
- (4) その他、前各号に準ずるやむを得ない事由があるとき。

〔返 還〕

第8条 市町村が定める利用者負担額の返還については、園児が居住する市町村の対応に準ずる。

- 2 既納の費用は、理由の如何にかかわらず返還しない。
- 3 但し、入園予定者で、入園日までに転勤・転居の理由で入園を取り消す場合、および在園児が年度途中で転勤・転居の証明書がある場合に限り、前項の規定にかかわらず、既納の費用の一部を返還することがある。

〔緊急時における対応方法及び非常災害対策〕

第9条 園児の安全の確保を図るため、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）および条例第 33 条に従って、市町村、保護者等への連絡、警察署その他の関係機関との連携を図る。

〔虐待の防止のための措置に関する事項〕

第10条 園児に対する虐待を防止するため、教職員に対する研修等を行う。

（付 則）

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(以上、予定稿)